

諏訪農業振興地域整備計画書

平成9年10月

長野県 諏訪市

目次

第1	地域の振興方向	1
1	振興の方向	1
2	計画の特色	1
第2	農用地利用計画	2
1	土地利用区分の方向	2
(1)	土地利用の方向	2
ア	土地利用の構想	2
イ	農用地区域の設定方針	3
(ア)	現況農用地についての農用地区域の設定方針	3
(イ)	現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針	3
(2)	農業上の土地利用の方針	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	4
第3	農業生産基盤の整備開発計画	6
1	土地基盤の整備及び開発の方向	6
2	土地基盤整備開発計	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関連	8
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進計画	9
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
(1)	認定農業者の農業経営の目標	9
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用促進を図るための方策	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5	農業近代化施設の整備計画	11
1	農業近代化施設の整備の方向	11
2	農業近代化施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
4	他事業との関連	13

第6	農業従事者の安定的な就業の促進計画	14
1	農業従事者の安定的な就業の促進目標	14
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第7	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設の整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
別記	農用地利用計画	17
(1)	農用地区域	17
ア	現況農用地等に係る農用地区域	17
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	18
(2)	用途区分	18
	(別表1) 農用地区域の土地	19
	(別表2) 用途区分	20
付図1号	土地利用計画図	48
付図2号	土地基盤整備開発計画図	49
付図3号	農業近代化施設整備計画図	50
付図4号	生活環境施設の整備計画図	51
	(参考資料)	
	諏訪農業振興地域整備計画の変更等の経過	52

諏訪農業振興地域整備計画書

第1 地域の振興方向

1 振興の方向

諏訪市は長野県のほぼ東南部に位置し、諏訪湖の東西に接して南北に長く中央部は平坦地で諏訪平の大部分を占めている。東北部は霧ヶ峰一体の諸山となって起伏し小県郡に接し、東南部は茅野市に接している。また、西部は山間部集落が上伊那に接している地勢である。中央部は八ヶ岳山麓から流れる上川と入笠山系から宮川の二つの河川が諏訪湖にそそぐ扇状の平坦部を形成している。

諏訪市の農業は、諏訪湖に接する標高760mから800mの平坦地域と、周辺傾斜地域、及び一部山間地域に主要な耕地が展開しており、変化のある地形と気象条件のもとで、農業者の進取の気質と農業団体の強い組織力を基本に、水稻を中心として園芸作物、畜産と多様な農業経営を展開しているが、担い手の減少と高齢化、平坦地域における都市化・混住化の進行、山間傾斜地等における耕作放棄地の増加傾向等様々な課題が生じてきている。

今後の、効率的経営体を中心に土地利用型農業の水稻と、集約農業の野菜・花卉・果樹等の園芸作物、また畜産との有機的な結合を推進し、農業の生産性の向上と高付加価値化を進めるほか、消費者のニーズの多様化にも対応し、地域の特色を生かした多様な個性的農業の振興を図るものとする。

2 計画の特色

本市経済・社会における農業の地位は、商工業・観光等の発展にともない市内総生産に占める農業の役割が減少する等経済的な役割は低下しているものの、地域経済の中でなお重要な位置を占めているほか、市土の均衡ある発展を図るための社会的な役割は一層重要なものとなっている。

農用地は、農業生産基盤として欠くことのできない資源であり、また緑地空間としての地域環境の保全に重要な役割を果たしているため、秩序ある土地利用につとめるものとする。

特に平坦地域の農用地は、周囲を都市計画の用途地域に囲まれているのが特徴であり、都市的土地利用との計画的な調整を図りつつ、保全につとめるものとする。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

諏訪市の総面積は10,991haであり、土地の利用状況を地目別に見ると、山林原野は7,273ha(66.2%)、農地は1,023ha(9.3%)、宅地その他で2,695ha(24.5%)となっていて、農振地域については、現在802haあり、その内農用地が626ha(78%)、農業用施設用地5ha(1%)、その他171ha(21%)となっている。

土地利用は、市民生活及び生産活動における共通の基盤であり、地域における行政施策と土地利用の関連は極めて強く、農業生産の基本的条件である。このため将来的な土地利用の方向を明確にし、都市と農業の均衡ある発展を図る必要がある。

当該地域は、中央自動車道西宮線・長野道の開通などで首都経済圏・長野経済圏への流通時間は大幅に短縮され、平坦地は大きく変貌しつつあり、今後においても都市的発展が益々盛況になると考えられる。したがって、本地域農業にあるべき姿を明らかにし、市の国土利用計画に適合した土地利用計画を策定するものとする。

また、農業の振興にあっては優良農地の確保を図りながら、土地の適正な利用につとめていくものとする。

農振地域内用途区分別計画

区分 年次	農 用 地		農 業 用 施 設 用 地		森 林 ・ 原 野		住 宅 地	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
現 在	626ha	78%	5ha	1%	38(4)ha	5(1)%	62ha	7%
目 標	558	69%	5	1%	86(4)	11(11)%	80	10%
増 減	△68		0		48		18	

区分 年次	工 場 用 地		そ の 他		合 計		備 考
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	
現 在	2ha	1%	69ha	8%	802ha	100%	
目 標	4ha	1%	69	8%	802	100%	
増 減	2		0		0		

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農地としては、生産性の高い土地利用を実現するため、平坦地にあつては大型機械、中山間地域にあつては、中小型機械の効率的利用が可能となるよう、傾斜度、団地性を考慮して定めるものとする。また、田、畑、果樹地の区分については、気象、地形、水利、土性等自然立地条件、団地性及び将来見通し等を考慮し定めるものとする。

本地域内にある現況農用地 6 2 6 ha のうち、概ね次に掲げる農用地以外の農用地約 4 8 3 ha について農用地区域を設定する方針である。

A 集落内に介在する農用地

集落数 1 2 農用地面積 2 2 . 5 ha

B 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

西山山沿地区、西山山間地区、霧ヶ峰各地区の山林に接し存在する傾斜度 1/5 以上の農用地

約 75ha

C その他

①中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地 約 6 ha

②道路沿線市街地として開発が進みつつある沿線農用地 約 3 9 . 5 ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち (ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し又は隣接するものであつて、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について 5 ha 農用地区域として設定する方針である。

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農地又は採草放牧地に隣接する農業経営の拡大に伴い一体的に土地利用が見込まれる山林、原野等について 3 ha 農用地区域として設定する方針である。

(2) 農業上の土地利用の方針

ア 農用地等の利用の方針

農業生産の目標を達成するには、土地条件を考慮して地域条件に適した作目を選定し、土地利用の高度化を積極的に進めなければならない。

平坦地区は諏訪湖の沖積層からなり、湿田肥沃な土地であり、高収穫の水田地帯である。すでに第一次農業構造改善事業や土地総合整備事業等により農道、用排水路の整備はしたものの、構造改善事業はすでに完了後30年以上を経過し農道幅は狭く、用排水路の老朽化も進んでいるため、土地基盤の整備を行ない、水稻を基幹作物として、花卉、野菜との複合経営を推進する。

西山山沿い地区は、中央自動車道の上下に点在して所有も細分化しているため、土地基盤・農道・水路等の整備を行い、花卉・野菜・果樹の地場供給基地とする。

西山山間地区は、谷あいに沿った細長い農用地であるため農道、水路を整備し、遊休農地をなくし、田畑輪換を行なうなど農用地の高度利用を積極的に進める。

(単位：ha)

地区名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
平坦地区 (A)	306	286	△20						
西山山沿地区(A)	39	37	△2						
霧ヶ峰地区 (B)	63	63		8	8				
西山山間地区(C)	64	61	△3	3	3				
計	472	447	△25	11	11				

地区名	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
平坦地区 (A)				306	286	△20	
西山山沿地区(A)				39	37	△2	
霧ヶ峰地区 (B)	4	4		75	75		3
西山山間地区(C)	1	1		68	65	△3	
計	5	5		488	463	△25	3

イ 用途区分の構想

用途区分は平成17年度における土地利用目標の達成を旨として、具体的には生産性の高い土地利用を実現するため、平坦地区、霧ヶ峰地区にあつては大型機械、西山山沿地区、西山山間地区にあつては中小機械の効率的利用が可能となるような傾斜度、団地性を考慮し、未利用農用地等の活用を積極的に行なうものとして、用途別の区分構想を次のとおりと定める。

(ア) 平坦地区 (A-1～5)

平坦地区の約306haは殆どが水田地帯で占められており、すでに第一次構造改善事業や土地総合改善事業により土地基盤整備事業が実施された地区である。一部流水客土、暗渠排水工事を実施し、汎用田化された地区もあるが、ほとんどが諏訪湖の平常水位と大差のない湿田地帯である。したがって梅雨期、秋雨期には度々冠水、浸水被害をこうむっているため

諏訪湖へ注ぐ河川の改修が強く望まれている。また、大半の地区が一次構で整備されたもので、農道幅は狭く、用排水路も老朽化しているため土地基盤の再整備を図り、面的集積、大型機械の導入等、効率化、省力化を積極的に推進する。

一部汎用化された水田は、新生産調整推進対策事業の主旨に沿い、野菜、花卉、そばなどをとり入れた複合経営を推進する。

(イ) 西山山沿地区 (A-6~8)

本地区は中央自動車道に沿って点在する畑作地帯である。以前は桑畑が相当面積を占めていたが、繭価の伸び悩みから荒廃化・遊休化されている。したがって急傾斜地を除き農道などの整備を行ない、現在細分化されている農地を中核的担い手農家への面積集積や作業委託を推進し、野菜、花卉、果樹の地場供給基地として育成を図る。

(ウ) 霧ヶ峰地区 (B)

本地区は、戦後の開拓集落からなり、畑作酪農経営を主体とした集約酪農振興地域である。酪農の自立経営確立のため飼料の自給率を高め、生産性の向上を推進する。農地63haについては畑地としての用途を基本とする。

(エ) 西山山間地区 (C)

本地区は西山山間地に点在する上野、靦石、板沢、青木沢、後山の5集落からなる地区で、県道諏訪辰野線及び県道諏訪箕輪線の各沢に分布する傾斜農地である。5集落とも過疎化が進み、山間地を中心に荒廃農地がある。農道・水路を整備し、省力化を図り、専業農家、中核的担い手農家への面的集積を行い、花卉などの集約的農業を図る。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 土地基盤の整備開発の方向

当市における農業振興地域は、土地利用計画をみるように平坦地域の水田地帯が全体の60%を占めており、当市の農業振興の中心をなしている。湿田の解消と農道整備等諸施策をもって機械化一貫作業体系の確立を図り、省力栽培を積極的に推進する必要がある。

西山山沿地区は、傾斜度が強く農作業が困難で畑作農業の高所得経営には多くの問題をかかえ生産力も比較的低い。野菜・花卉等の集約経営を進めその解消を図っているが、農道整備等の推進によって生産体制の確立を図り、又、農業施設の整備開発については、施設と土地の効率的な利用を前提として設置する。

(ア) 平坦部地区 (A-1~5)

本地区は、都市計画による用途地域と接する湿田地帯で、水稻を基幹作物とし、一部野菜、花卉等を取り入れた単作地帯である。昭和30年代に第一次構造改善事業により農道・用排水路は一応整備されたが、道幅は狭く、用排水路は老朽化している。流水客土並びに暗渠排水工事、河川整備を行い湿田解消等の圃場整備を行い、機械化による省力、高能率農業を行うよう推進する。

(イ) 西山山沿地区 (A-6~8)

本地区は、中央自動車道に沿って傾斜地に点在する畑作地帯である。荒廃桑畑等未利用地の有効を図るとともに、農道整備等の基盤整備を行い農用地の集団化と機械利用の効率化を図る。

(ウ) 霧ヶ峰地区 (B)

当地区は草原の開拓地としての農業地域であり、畑作酪農経営を主体とした集約酪農振興地域である。飼料の自給率及び生産性の向上を図るため、飼料基盤整備及び農道整備を積極的に推進し、酪農自立経営の確立を図る必要がある。なお農用地の高度利用を図るため、畑地灌漑を行い生産性の向上を図る。

(エ) 西山山間地区 (C-1~5)

当地区は5つの集落によって構成されている地区で、水稻を主体に野菜などを生産する農業地域である。過疎化、兼業化が進み、荒廃地、遊休地も多く、農道等が完備されていないため非常に困難な農作業を強いられているので、中小機械が入る農道整備を積極的に行う。

2 土地基盤整備開発計画

(1) 地区別計画

(ア) 平坦地域 A

地区番号	事業の種類	事業の概要	受益面積	地区	対図番号
A-2	用水路改良	改修整備 1路線 L=1, 220m	2.4ha	武井田	1
	排水路改良	改修整備 1路線 L=550m	1.5	旧鴨池	
	農道整備	橋梁改修 8橋	4.2	武井田、鴨池	
A-3	農道整備	農道舗装 1路線 L=2, 620m	7.2	中曽根、治郎田、市溝	2
	排水路改良	改修整備 1路線 L=600m	1.0	藻池、京塚	
A-4	用水路改良	改修整備 4路線 L=930m	1.4	藻池、荊生化、宮池	3
A-5	客土	湿田の乾田化	1.2	鴨池	4
	排水路改良	改修整備 2路線 L=850m	1.8	菖蒲阿原	
	農道整備	農道舗装 1路線 L=900m	1.0	菖蒲阿原	

(イ) 西山山沿地区 A

地区番号	事業の種類	事業の概要	受益面積	地区	対図番号
A-6	農道整備	農道網整備 1路線 L=180m	3ha	鋳場	5

(ウ) 霧ヶ峰地区 B

地区番号	事業の種類	事業の概要	受益面積	地区	対図番号
B	農道整備	農道舗装 2路線 L=670m	1.4ha	霧ヶ峰	6
	飼料基盤整備	草地改良	8	霧ヶ峰	

(エ) 西山山間地区 C

地区番号	事業の種類	事業の概要	受益面積	地区	対図番号
C-1	農道整備	農道網整備 L = 450 m	5 ha	上野	7
	用水路改良	改修整備 L = 350 m	5	上野	
	基盤整備	基盤整備	2	上野	
C-2	農道整備	農道網整備 L = 220 m	4	覗石	8
	用水路改良	改修整備 L = 300 m	4	覗石	
C-3	農道整備	農道網整備 L = 300 m	5	板沢	9
C-5	用水路改良	改修整備 L = 320 m	6	後山	10
	基盤整備	基盤整備	6	後山	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

西山山間地域の農道は、諏訪市森林整備計画等で予定する林道との相互の有機的関連を考慮し、効率的な整備を図る。

4 他事業との関連

なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 認定農業者の農業経営の目標

当市では都市化と先端技術産業の進展に伴い、農外就職が活発であり兼業化が進んでいる。今後発展が予想される営農形態は稲作と花卉、野菜、果樹等の複合経営が主体を占めるものと考えられる。

農地の所有権を伴う移転の増加は多くを望めないで、その動きを的確に把握し、計画的な認定農業者の経営規模拡大に結びつける必要がある。

なお、兼業農家が増大するなか、農家の高齢化も進み、今後農地の荒廃化が進むと予想される、これらの農地を認定農業者等への流動化をいかに図るかが今後の課題と考えられる。

平坦地区においては、地価が高く農地を資産的に保有する傾向にあり、そのため農地の流動化はなかなか進まないが、農業経営基盤強化促進法の主旨を充分理解し啓蒙して、耕作不可能な兼業農家、老人世帯農家の農地を認定農業者の経営規模拡大に結びつけるものとする。

営農類型別に目標とする経営規模は概ね次のとおりとする。

営農類型		目標規模	作物構成	戸数	流動化目標面積
法人	水稻+小麦+そば+受託	60ha	水稻5ha 小麦5ha そば5ha 受託50ha	1	55ha
	水稻+受託	10ha	水稻2 受託8	3	24ha
個人経営	りんご専作	140a	ふじ90 つるが30 千秋20	8	
	きゅうり専作	25a	半保成25 抑制25	5	
	トマト専作	25a	半保成25	5	
	果菜類専作	20a	きゅうり半保成20 トマト抑制20	7	
	カーネーション専作	30a	カーネーション30	6	
	バラ	35a	バラ35	5	
	花卉類専作	50a	リンドウ25 小菊25	3	
	酪農	—	搾乳牛35 育成12	4	6ha
	肉専作種飼育	—	F1常時110	1	
	養豚一貫	—	母豚120	1	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

当市の農業の柱である土地利用型農業について、その定着と生産性の向上を図るため、土地資源の有効利用を基本としつつ認定農業者等への土地利用集積による経営規模拡大を図る必要がある。

このため、地域の特性を活かした営農類型への誘導を目標として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業を中心に、各種農地流動化方策を積極的に活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農地の流動化を推進するとともに、意欲ある中核的担い手を中心に、兼業農家等を幅広く含めた地縁的集団としての地域営農システムの構築を図り、同システムによる農用地等の利用調整活動を通じて、

①後継者の育成と認定農業者の経営規模の拡大

②認定農業者を中心とする生産組織の育成を促進し、地域全体として規模が大きく、生産性の高い農業の確立を図るものとする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

当市の農業の基幹作物は、平坦地区を中心に水稻が多く、土地基盤整備事業と関連させて、長期的な展望にたつて兼業農家を含め、大型機械化技術体系を主軸とする協業等集团的生産組織の育成助長を積極的に進め、この発展過程において円滑に認定農業者等の経営単位拡大が図られるよう配慮するものとする。

西山山沿地区は、畑作営農団地造成を図るため農道整備事業による営農類型の樹立をすすめる、平坦地の集团的農地とのブロックローテーション等による効率的な利用を進める。

霧ヶ峰地区は、畑作酪農経営が一定規模のなかで行われており、一部畜舎等が老朽化しており施設の近代化を図ると共に、地続きの緩斜面の畜産的開発を行い、経営規模の拡大に結びつける。

西山山間地区は、経営は一般的に小規模であるので、農地の有償譲渡又は賃貸借等による移動がある場合は、積極的に認定農業者等の規模拡大に結びつけるようにし、地域の実情に応じた農地保有合理化促進事業などを積極的に活用するものとする。

これらの具体的な方策の推進にあたっては、市、農業委員会、農業協同組合、生産者団体等が一体となり、地域農業集団のリーダーが、地域の農業経営の動向と、将来的な考えを把握し、広報活動を行うなかで、認定農業者等を中心に農用地の利用調整等の地域営農システムの活動を促進し、その活動を基礎として認定農業者の育成確保と経営規模拡大を図るとともに、高能率な生産組織の育成を促進する。また、農用地等の有効利用及び流動化等を促進するため、農用地流動化推進員を中心に話し合い掘り起こし等の活動を通じ、権利移転の斡旋事業を行なう。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

西山山間地域においては、森林施業計画との関係に留意しつつ緩傾斜地を利用した林間放牧を行い、粗飼料基盤の強化を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

当市の農業生産は平坦地区、西山山沿地区、霧ヶ峰地区、西山山間地区の4地区の区分計画に基づいて、経営規模の拡大、生産性の向上を目標とし各地区の立地条件、社会的環境等を考慮し、生産から流通に至るまでの経営の合理化と生産組織の育成を図るとともに共販体制を確立する。これら地区毎の重点作目の振興を図るに必要な近代施設の整備を推進するものである。

地区毎の重点作物を次のとおりとする。

作物		平坦地区	西山山沿地区	霧ヶ峰地区	西山山間地区	備考
	水稻	◎			○	◎今後積極的に拡大する。 ○拡大を基調とする。
	花卉		○		○	
	施設花卉	◎				
	牛乳			◎	○	
	肉用牛				○	
	養豚				○	
	果樹	○	◎			
野菜	高原野菜・レタス			○	○	
	きゅうり	○	○			
	トマト	○	○			

(1) 平坦地区A-1～5

水稻については、認定農業者、生産組織への水田利用の集積と団地化に対応した近代化施設の導入を図り、団地規模に応じた機械施設の整備を図る。

花卉、野菜については、その需要の多様化、高級化、周年化等に対応し施設栽培の推進を図る。

(2) 西山山沿地区A-6～8

この地区は、平坦地区の水稻農家の所有する畑地帯で、従来から花卉（菊）、野菜（トマト・きゅうり）が栽培されていた。中央自動車道で区切られているが、野菜、花卉、果樹団地として、団地化に対応した施設整備を行なう。

(3) 霧ヶ峰地区B

酪農の経営規模拡大、団地化に対応し、生産性の低い概耕地、遊休荒廃農用地等の活用など飼料自給率向上のため大型機械を共同購入し、経営体質の強化を図る。

(4) 西山山間地区C-1～5

この地帯の営農体制は、水稻を中心とした花卉・野菜・畜産などの複合経営であるので生産組織の育成をはかり、経営の省力化のため各種農業機械を導入し、経営の合理化を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積	受益戸数		
○共同栽培管理施設 稲作用 農業機械	豊田・湖南 トラクター PS30 2台	A 1～5 A- 6	400	650	農協が事業主体となって管理運営する。	①
稲作用 農業機械	豊田・湖南 コンバイン 2台					
畑作用 農業機械	豊田・湖南 トラクター PS30 2台	A 1～5	50	55	共同利用組合で管理運営する。	②
畑作用 農業機械	霧ヶ峰 トラクター PS50 2台	B	60	7	生産組合（酪農組合）で管理運営する。	③
畑地灌漑給水施設	霧ヶ峰 4ヶ所 40ha	B	40	7	生産組合（酪農組合）で管理運営する。	④
○共同処理加工施設 漬物加工施設	豊田（上野） 1棟 100m ²	C-1	3	30	加工組合で管理運営する。	⑤

3 森林の整備その他林業の振興との関連

西山山間地域においては、樹皮及びほだ木を堆肥の原料として利用する。

4 他事業との関連

なし

第6 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

当市の農業は、第2次産業・第3次産業の進展に伴い農業従事者のこれら産業への就業が増加し、専業から第一種兼業へ、また第一種兼業から第二種兼業へと年々就業人口は減少してきた。

しかしながら、当市の農業は兼業農家（兼業従事者）によって相当の部分が支えられており、就業労働力も年々高齢化、婦女化している。しかも新規就農者も極めて少ないこと、山間地域において安定した就業の場が乏しいことから農業従事者及び農家世帯員を中心に就業構造に関する課題も多い。

このような状況から、地域農業構造の改善を積極的に進めるとともに、地場産業の育成・兼業従事者の安定的な就業機会の確保に努め、あわせて農外就業志向者がその就業機会を確保した場合、農用地高度利用のため、農用地流動化対策や地域ぐるみの農業の推進を通じて認定農業者の育成確保と地域農業生産力の維持向上を図るものとする。

農業従事者の就業状況

(単位：人)

	就 業 地								
	市町村内			市町村外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	1433	850	2283	253	150	403	1686	1000	2686
自 営 兼 業	104	32	136	18	6	24	122	38	160
出 稼 ぎ	—	—	—	11	—	11	11	—	11
日雇・臨時	159	94	253	29	17	46	188	111	299
総 計	1696	976	2672	311	173	484	2007	1149	3456

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

1 の基本目標をふまえ、次により就業の確保を図る。

(1) 農業従事者の安定就業を促進するとともに、これら安定兼業農家を含めた対応のなかで、農用地の流動化と有効利用を進め、認定農業者の育成、確保及び地域農業の組織化を図る。

(2) 地場産業の育成等により地元就業機会を確保するため、地域における未利用資源の活用、伝統工芸の掘り起こし、地域農水産物の加工の推進等により、地域の特色ある地場産業の振興を図るとともに、当市の景観に恵まれた自然条件や古い歴史を活かし、都市との交流、観光と農業との結合等を積極的に推進し、就業機会の確保を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

西山山間地区においては、山菜等を原料とする食品加工処理施設を設置し、資源の有効利用を図るとともに、農林家の就業機会の確保につとめる。

第7 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

当市の農村部においては、兼業化、混住化の進行のなかで、住民の職業や生活意識の面で多様化が見られることに加えて、農業労働力の高齢化等農業の担い手減少が進行するなど、農業をめぐる環境は引き続き厳しい状況にある。

このような状況のなかで、認定農業者等の経営規模拡大と生産性の向上を図り、近代的農業経営の確立を推進するとともに、主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行い、地域住民の農村の良さの見直しと活力ある農村建設に向けての連帯意識の醸成を図ることが一層重要となっている。

このため地域住民が気軽に集まれる集会施設の建設と、運動等が出来る広場等の建設が必要視される。生活環境施設の整備にあたっては、地域固有の広い空間や豊かな自然と緑資源を活用し、生活空間のアメニティーの確保に十分配慮するとともに、施設を利用する住民の自主的な活動により施設の維持、管理が適正に行われるようにする。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	対函番号	備考
集会施設	霧ヶ峰 1棟 80 m ²	①	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業用施設の建設にあっては、間伐材等を利用し、建設コストの低減を図るとともに、てづくりによる共同活動を通じ地域連帯感の醸成を図る。

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等にかかる農用地区域

農用地区域は、諏訪市農業振興地域の農地のうち、平成9年10月6日現在において、その現況が農用地等（農業振興地域の整備に関する法律「昭和44年法律58号」第3条に規定する農用地等を云う。以下同じ）であり、別表1の「農用地区域の土地」の欄に掲げる地番の区域とする。

地区・記号 番号	区 域 の 範 囲	備 考 農用地区域面積 (概 数)
A-1	中洲神宮寺改良区及び湖南田辺地区 (小字) 湯田、神袋田、正神田、君市、大道下、勝負円、神田、 水地田の地区	(40.6)
A-2	湖南田辺、北真志野、(一部豊田文出土地改良区を含む) (小字) 蒲ヶ原、南海、鍵田、堀合、西河原、桜坪、城下、南武居 田、北武居田、神田通、高ビタ通、仲村沢、馬場通、宮田 通、西沢通、鴨池、西裏、橋下の地区	(123.1)
A-3	豊田有賀土地改良区 (小字) 藻地(小川改良区)、蛭池、湖畔、中曾根、榎河原、船戸、 治郎田、京塚、下沢、小場沢、大堺の地区	(65.9)
A-4	豊田小川土地改良区 (小字) 昭和、中埜、荊生化、宮池、大島、大場、人棺堀の地区	(16.6)
A-5	豊田文出土地改良区 (小字) 菖蒲阿原、丸葎、清雲開の地区	(60.6)
A-6	豊田有賀山沿地区 (小字) 鐘鑄場、天狗山、内山、久保田、十二ノ木、宮垣外、所久 保の地区	(19.8)
A-7	湖南北真志野山沿地区(一部豊田を含む) (小字) 町屋、小丸山、上久保、南山、原畑、中ノ沢、雉子林、北 山神上、上ノ平、横引下の地区	(11.0)
A-8	湖南南真志野、大熊山沿地区(一部中洲神宮寺を含む) (小字) 竜雲寺山、笹原、小寺久保、漆畑、砥沢、城山、日向畑、 荒神山、新城、上ノ平、沢山、官林境、浜場峰、大林、小 林、小沢、上ノ山の地区	(7.9)
B	霧ヶ峰地区 諏訪市大字四賀霧ヶ峰農場地区	(71.0)

(土地改良区については農用地利用計画の地区表示と整合をとるため)

地区・記号 番 号	区 域 の 範 囲	備 考 農用地区域面積 (概 数)
C-1 C-2	豊田上野 硯石 (小字) 前田通、立沢、蛇石、菖蒲沢、丹後平、大日向、狐久保、 針原、雁道久保、大道通、山ノ神、下赤坂、三枚田、笹平、 芦ヶ沢、宮ノ前、上雨堤、大圃口、中ノ沢、北久保、古屋、 道下通、大圃、道上、道下、早稲田通、沢入、原道、明星、 本通の地区	(17.7)
C-3 C-4	湖南板沢・青木沢地区 (小字) 前田、山ノ神道、日向前、鴨田、日影、原田、スゾウ 鬼久保、山ノ神道、原田、日向山神道、板沢、山ノ神日向、 長尾根、久七畑、青山、鴻ノ田通の地区	(12.4)
C-5	湖南後山・櫛平地区 (小字) 一本ハンノ木、大笹、大助、ハジカミ、腰越、仏公伝、笹 倉、鬼久保、程洞、割前、三助畑、仲之平、シナバ、尼ヶ 沢、熊久保、神ノ木、樋久保、赤ジッコ、小ブキシロコの 地区	(36.5)

[別表 1 に続く]

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

3 ha

(2) 用途区分

別表 2 の「地区番号及び区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

(別表1) 農用地利用計画 (平成9年10月6日現在)

○本利用計画の農用地の地番・枝番は農用地指定時(昭和49年)の表示である。

ただし、編入・除外により変更のあった農用地については、その時点の地番で表示してある。

地区番号	地区	ページ
A-1	大字中洲 神宮寺改良区の地区	21
	大字湖南 田辺地区	22
A-2	大字湖南 田辺・北真志野地区	23
	大字豊田 文出土地改良区の地区	27
A-3	大字豊田 有賀土地改良区の地区	28
A-4	大字豊田 小川土地改良区の地区	31
A-5	大字豊田 文出土地改良区の地区	32
A-6	大字豊田 有賀山沿地区	34
A-7	大字豊田 有賀山沿地区	36
	大字湖南 北真志野山沿地区	37
A-8	大字湖南 南真志野・大熊山沿地区	38
	大字中洲 神宮寺山沿地区	39
B	大字四賀 霧ヶ峰地区	40
C-1・2	大字豊田 上野・硯石地区	41
	大字湖南 湖南地区	43
C-3・4	大字湖南 板沢・青木沢地区	44
C-5	大字湖南 後山・櫛平	45

(別表2)
用途区分

地区番号及び区域番号	用途区分	概要面積
A-1	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	41 ha
A-2	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	123
A-3	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	66
A-4	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	16
A-5	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	60
A-6	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	20
A-7	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	11
A-8	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	8
B	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	63
	採草放牧地 付図1号のうち緑色で着色した区域	8
	施設用地 付図1号のうち茶色で着色した区域	4
C-1	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	10
	採草放牧地 付図1号のうち緑色で着色した区域	2
C-2	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	6
C-3	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	11
C-4	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	1
C-5	農地 付図1号のうち水色で着色した区域	36
	採草放牧地 付図1号のうち緑色で着色した区域	1
	施設用地 付図1号のうち茶色で着色した区域	1

参 考 资 料

(参考資料)

諏訪農業振興地域整備計画の変更等の経過

◎変更等の主な経過

昭和44年	9月27日	「農業振興地域の整備に関する法律」施行
昭和47年	9月30日	「諏訪農業振興地域」地域指定
昭和49年	7月23日	「諏訪農業振興地域整備計画」県知事認可
昭和50年	7月15日	農振法改正（第1次）
昭和51年	5月25日	法改正に伴う整備計画の変更認可
昭和54年	9月19日	特別管理事業により「諏訪農業振興地域整備計画」の変更 県知事認可
昭和59年	12月5日	農振法改正（第2次）
昭和60年	11月30日	法改正、県の基本方針の変更に伴う整備計画の変更認可
平成9年	10月6日	農業農村振興総合対策により「諏訪農業振興地域整備計画」 の変更県知事認可